

特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟
指導者等講師派遣規程

第1章 総則

第1条（総則）

特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟（以下「連盟」という）の指導者、審判、講師及びスタッフ（以下「講師」という）が本連盟主催ではない業務遂行に係わる場合における謝金と旅費の請求については、この規程の定めるところによる。

第2条（謝金の支給）

謝金等の支給は、別表に掲げる謝金請求基準表（以下「基準表」という。）に定める額を請求する。

第3条（旅費の支給）

- 1, 講師が業務のため出張した場合には、当該講師の旅費を請求する。
- 2, 講師以外の者が本連盟の依頼に応じ、連盟の業務を遂行するため旅行した場合には、その者（以下「業務委託者」という。）の旅費を請求する。

第4条（旅費の種類）

- 1, 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料とする。
- 2, 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により請求する。
- 3, 船賃は、水路旅行について、旅程に応じ旅客運賃等により請求する。
- 4, 航空賃は、航空旅行について、旅程に応じ旅客運賃等により請求する。
- 5, 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当りの定額又は実費額により請求する。
- 6, 日当は、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定めた額により請求する。
- 7, 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定めた額により請求する。
- 8, 東京駅を起点として片道150kmを超え、午前から業務遂行に係わる場合は、前日泊を前提とする。

第5条（業務委託者の旅費）

- 1, 第3条第2項に規定する講師以外の者に対する旅費については、内国及び外国旅行の旅費、日当、宿泊料の定めに準じて請求する。
- 2, 前第1項に規定する日当及び宿泊料について、理事会が旅行者の役職及び業務の内容等を勘案し是正が必要であると認めた場合は、請求額を変更することができるものとする。

第2章 内国旅行及び外国旅行の旅費

第6条（鉄道賃）

鉄道賃の額は、次の各号に定める旅客運賃（以下「運賃」という。）、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

1, その乗車に要する運賃。

- (1) 急行料金（特急料金を含む。以下同じ。）を徴する線路による旅行であって、次に該当する場合は、以下に定める急行料金。
- (2) 新幹線を含む特別急行列車に現に乗車しうる区間が、同一列車について100キロメートル以上の場合は、特別急行料金。
- (3) 普通急行列車に現に乗車しうる区間が、同一列車について50キロメートル以上の場合は、普通急行料金。
- (4) 特別車両料金（グリーン車等）は対象外とする。
- (5) 座席指定料金を徴する路線による旅行の場合は、全座席指定列車の場合に限り、前各号に規定する鉄道賃のほか、必要とする座席指定料金。

第7条（船 賃）

1, 船賃の額は、旅客運賃、特別船室料金及び座席指定料金による。

2, 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃とする。

- (1) 連盟役員及び技術委員会講師（以下「甲」という。）については上級の運賃。
- (2) 連盟理事長が指定する講師（以下「乙」という。）については中級の運賃。
- (3) 前号の講師以外の講師については下級の運賃。

3, 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃とする。

- (1) 甲及び乙については上級の運賃。
- (2) 丙については下級の運賃。

4, 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃とする。

5, 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、現に支払った寝台料金とする。

第8条（航空賃）

1, 航空賃の額は現に支払った旅客運賃による。

2, 特別航空料金（ファーストクラスやビジネスクラス等）は対象外とする。

第9条（車賃）

1, 車賃の額は、個人の自家用車を使用する場合は1キロメートルにつき40円とする。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2, 車賃は、対象事業につき立寄先等を含む全路程を通算して計算する。

3, 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

- 4, レンタカー代金については車賃とは別に実費額を請求する。
- 5, 高速道路通行料、有料道路通行料や燃料代については車賃に含み実費額は請求しない。

第 10 条（日当）

- 1, 講師と業務委託者の日当は旅行の初日と最終日に限り 1 日あたり 2,230 円を請求することができる。
- 2, 講師と業務委託者の外国旅行の日当は、自宅出発日から帰宅日の全日程について 1 日あたり 5,570 円を請求することができる。

第 11 条（宿泊料）

講師と業務委託者及び選手団の宿泊料は 1 泊あたり 10,000 円を請求することができる。

第 12 条（海外渡航費）

講師と業務委託者の海外渡航費は、航空運賃と燃油サーチャージ及び空港使用料の現に支払った金額を請求することができる。

第 13 条（海外遠征滞在費）

講師と業務委託者の海外遠征滞在費は、宿泊料金として現に支払った金額を請求することができる。

附則

この規定は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

(別 表)

謝金請求基準表

1, 講師謝金

①公益財団法人日本サッカー協会公認 A 級ジェネラルコーチライセンス以上保有者	1 日あたり	11,140 円
②公益財団法人日本サッカー協会公認 B 級コーチライセンス以下保有者	1 日あたり	5,570 円

2, 審判謝金

①公益財団法人日本サッカー協会公認 2 級審判員以上保有者	1 日あたり	11,140 円
②公益財団法人日本サッカー協会公認 3 級審判員以下保有者	1 日あたり	5,570 円

3, スタッフ謝金

1 日あたり 5,570 円

4, その他専門技術を要する者の謝金

予算により理事会が決定する。